

航空身体検査に関する訓令を次のように定める。

昭和33年1月6日

防衛庁長官 津 島 寿 一

航空身体検査に関する訓令

改正 昭和46年6月23日庁訓第29号
昭和54年4月16日庁訓第24号
昭和54年6月22日庁訓第29号
昭和57年11月30日庁訓第27号
昭和59年6月30日庁訓第37号
平成5年4月13日庁訓第38号
平成11年3月31日庁訓第25号
平成14年4月5日庁訓第46号
平成16年8月13日庁訓第67号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年8月28日省訓第46号
平成23年3月24日省訓第6号
平成24年3月29日省訓第12号
平成26年1月24日省訓第1号
平成28年3月28日省訓令15号
令和4年3月15日省訓令9号
令和4年3月29日省訓令34号

(目的)

第1条 この訓令は、航空身体検査の種類、合格基準、実施等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「航空身体検査」とは、操縦士等に対する医学的適性検査をいう。
- (2) 「航空業務」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。）第2条に規定する

航空機（以下この号において「航空機」という。）に乗り込んで又は乗り組まないで行う同条第1号の業務及び航空機に乗り組んで行う同条第2号から第5号までの業務（次号において「操縦等」という。）並びに航空交通管制業務をいう。

- (3) 「操縦士等」とは、航空業務に従事する隊員、航空業務に従事していない隊員で操縦等に関する航空従事者技能証明を有するもの及び航空業務に関する習得を命ぜられた隊員をいう。

（航空身体検査の種類及び合格基準）

第3条 航空身体検査の種類は、検査甲及び検査乙とする。

2 航空身体検査の合格基準は、別表のとおりとする。

3 検査乙については、別表の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空業務に支障を生じないと防衛大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず検査の合格基準に適合するものとみなす。この場合において、防衛大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査を受ける場合は、当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となつた傷病の症状（次項において「症状」という。）の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。

4 前項の規定により検査の合格基準に適合するものとみなされた者は、新たに航空身体検査を受ける場合であつて、次に掲げるときは、当該適合しない別表の規定の一部に適合するものとみなす。

(1) 前項の規定により防衛大臣が認めるに際して症状が固定しているとされたとき。

(2) 前項の規定による防衛大臣の指示に基づく検査等の結果、症状が安定していると認められるとき。

（航空身体検査審査会への諮問）

第3条の2 防衛大臣は、前条第3項に掲げる事項その他航空身体検査の合格基準に関し防衛大臣が必要と認める事項について、航空身体検査審査会に諮問するものとする。

（航空身体検査審査会）

第3条の3 前条の規定による防衛大臣の諮問に応ずるため、防衛省に航空身体検査審査会を置く。

2 航空身体検査審査会は、衛生監、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官、航空医学実験隊司令その他防衛大臣の指定する者をもつて構成する。

3 航空身体検査審査会は、衛生監が招集し主宰する。

4 前各号に定めるもののほか、航空身体検査審査会の運営等に必要な事項は衛生監が定める。

（合格証明）

第4条 航空身体検査に合格した者（第3条第3項に規定する者を含む。）に対しては、合格証明を与えるものとする。

- 2 合格証明の有効期間は、合格証明を与えられた日から14箇月とする。ただし、合格証明の有効期間中に新たに航空身体検査を行った場合には、従前の合格証明は航空身体検査の際にその効力を失う。
- 3 操縦士等が心身の故障により航空業務に従事することができないと医師又は歯科医師が認めた場合は、その者の合格証明は、その効力を停止するものとし、その者の航空業務に従事できない期間が3箇月以上にわたるときはその効力を失い、3箇月未満であるときは航空業務の支障となるべき心身の故障が消滅し、かつ、航空業務に従事してさしつかえない旨を隊員である医師又は歯科医師が証明したときに限り、その効力を復するものとする。
- 4 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第45条の2第1項の規定により採用され、又は同条第2項の規定により任期を更新された隊員に対し、その採用され、又は任期を更新された日（以下「再任用等の日」という。）前に与えられた合格証明については、再任用等の日以後においても、なおその効力を有するものとする。

（検査甲）

第5条 検査甲は、隊員から操縦士等になるべき者を選抜する際に行うほか、必要に応じ、それらの者が初めて操縦士等になる際に行う。

- 2 検査甲の合格証明を有する者でなければ新たに操縦士等になることができない。

（検査乙）

第6条 検査乙は、操縦士等（検査乙の合格証明を有する者を除く。）が航空業務に係る課程が設置されている部隊又は学校に入る際に行うほか、定期に及び必要に応じて臨時に行う。

- 2 検査乙の合格証明を有する者でなければ航空業務に従事してはならない。

（航空事故発生時の検査）

第7条 操縦士等が、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第2条に定める航空事故の発生に際し、当該事故機に搭乗し、若しくは乗り組まないで行う当該事故機に係る航空業務に従事し、又は当該事故機に対する航空交通管制業務に従事していた場合（当該操縦士等が事故の発生に関係がないことが明かである場合を除く。）には、当該操縦士等に対して直ちに検査乙を行うものとする。

（航空身体検査の実施及び判定）

第8条 航空身体検査の実施は、隊員である医師及び歯科医師が担当するものとする。ただし、航空身体検査の一部を隊員以外の医師若しくは歯科医師又は部外の医療機関に委託することができる。

- 2 航空身体検査の可否の判定は、航空医学に関する知識を有する隊員である医師で防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長等」という。）が指定するものを行うものとする。

（報告）

第9条 幕僚長等は、毎年5月末日までに前年度中に実施した航空身体検査について、検査の種類ごとに検査対象別の合格者及び不合格者の数並びに不合格者の不合格理由別の数その他参考となるべき事項を防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、航空身体検査の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和33年1月6日から施行する。

2 当分の間、次に掲げる者の第4条第2項及び第6条第3項の規定の適用については、第4条第2項中「14箇月」とあるのは「17箇月」と、第6条第3項中「7箇月」とあるのは「10箇月」とすることができる。

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、航空身体検査を有効期間内に受けることが困難である者

(2) 航空身体検査を実施する医師又は歯科医師である隊員が平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応していることを理由として、航空身体検査を有効期間内に受けることができない者

附 則 (昭和46年6月23日庁訓第29号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月16日庁訓第24号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和54年4月11日から施行する。

附 則 (昭和54年6月22日庁訓第29号)

この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則 (昭和57年11月30日庁訓第27号)

この訓令は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月13日庁訓第38号)

この訓令は、平成5年4月13日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日庁訓第25号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月5日庁訓第46号)

1 この訓令は、平成14年4月5日から施行する。

附 則 (平成16年8月13日庁訓第67号)

1 この訓令は、平成16年8月13日から施行する。

2 平成16年度に実施する幹部候補者たる自衛官の任用に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第63号)第3条第2項に規定する一般幹部候補生試験として航空機操縦者を

志望する者について行う身体検査及び航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第2条第1項に規定する航空学生試験として行う身体検査の基準（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第4条第4号に定める基準をいう。）については、この訓令による改正後の航空身体検査に関する訓令第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年8月28日省訓第46号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日省訓第6号）

この訓令は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成26年1月24日省訓第1号）

この訓令は、平成26年1月24日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓令第15号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊する場合の身体検査の基準については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月15日省訓令第9号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月29日省訓令第34号）

この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

別 表

航空身体検査合格基準

本表（付表を含む。以下同じ。）に掲げる合格基準は、次の区分に従ってそれぞれ当該区分に示す検査に適用する。

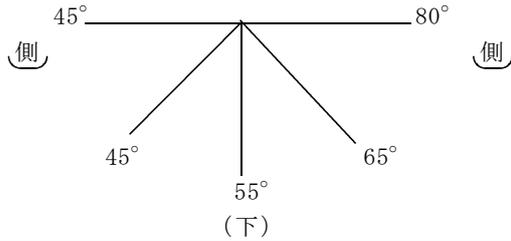
- (1) 区分を示さないもの 検査甲及び検査乙
- (2) [甲] 検査甲
- (3) [甲操] 操縦要員（無操縦者航空機（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に対する検査甲
- (4) [甲航] 操縦要員以外の者に対する検査甲
- (5) [甲地] 無操縦者航空機の操縦要員に対する検査甲
- (6) [乙] 検査乙
- (7) [乙操] 操縦員及び操縦要員（それぞれ無操縦者航空機に係るものを除く。）に対する検査乙
- (8) [乙航] 操縦員及び操縦要員以外の者に対する検査乙
- (9) [乙地] 無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員に対する検査乙
- (10) [操] 操縦員及び操縦要員（それぞれ無操縦者航空機に係るものを除く。）に対する検査甲及び検査乙
- (11) [航] 操縦員及び操縦要員以外の者に対する検査甲及び検査乙
- (12) [地] 無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員に対する検査甲及び検査乙

本表において、「操縦員」とは、技能証明訓令第2条第1号の業務に関する航空従事者技能証明を有するものをいい、「操縦要員」とは、操縦員になるべき隊員をいう。

合 格 基 準						
検 査 項 目	甲			乙		
	甲操	甲航	甲地	乙操	乙航	乙地
1 身 長	158cm以上 190cm以下	男子155cm以上 女子150cm以上		/		
2 胸 囲	付表第1による			/		
3 体 重	付表第1による					
4 呼 吸 機 能	肺活量は、男子3000ml以上、女子2400ml以上で呼吸機能に異常がないこと					
5 血 圧	坐位で5分間以上の安静後、			坐位で5分間以上の安静後、		

	収縮期血圧140mmHg未満 100mmHg以上、拡張期血圧90mmHg未満 50mmHg以上	収縮期血圧150mmHg未満 100mmHg以上、拡張期血圧90mmHg未満、50mmHg以上（35歳以上の者で航空業務に支障をきたすおそれのある疾患がないものにあつては、拡張期血圧で100mmHg未満 50mmHg以上）									
6 脈 拍	安静臥位で1分間に100以下										
7 起立耐性	臥位で5分間以上安静後、起立させて2分後の脈拍及び血圧がそれぞれ次のとおりであること。 立位 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>脈拍</td> <td>1分間</td> <td>120以下</td> </tr> <tr> <td>収縮期血圧</td> <td></td> <td>90mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>拡張期血圧</td> <td></td> <td>50mmHg以上</td> </tr> </table>		脈拍	1分間	120以下	収縮期血圧		90mmHg以上	拡張期血圧		50mmHg以上
脈拍	1分間	120以下									
収縮期血圧		90mmHg以上									
拡張期血圧		50mmHg以上									
8 視 力	各側とも次表の基準以上であること。										
(1) 遠距離視力	0.1 (1.0) ただし、裸眼視力0.2未満の者にあつては、-6.0ディオプトリ～+3.0ディオプトリを超えない屈折のレンズ (1.0)	0.1 (1.0) ただし、航空交通管制業務を行う者にあつては各眼(0.7)かつ両眼で(1.0)	各眼(0.7)かつ両眼(1.0)	0.1 (1.0)	0.05 (0.7) ただし、航空交通管制業務を行う者にあつては各眼(0.7)かつ両眼で(1.0)	各眼(0.7)かつ両眼(1.0)					
(2) 中距離視力 (航空交通管制業務及び空中輸送(特別輸送)業務を行う者は除く。)	(0.2)	(0.2) ただし、航空交通管制業務及び空中輸送(特別輸送)業務を行う者は除く。	(0.2)	(0.2)	(0.2) ただし、航空交通管制業務及び空中輸送(特別輸送)業務を行う者は除く。	(0.2)					
(3) 近距離視力	(1.0)	(0.5)	(0.5)	(1.0)	(0.5)	(0.5)					

	備考	<p>1. ()内は矯正視力を示す。</p> <p>2. 矯正視力により検査甲を受ける場合においては、遠距離視力、中距離視力及び近距離視力について、屈折度が同一な単焦点レンズによる矯正眼鏡を使用して検査を行うこと。また、遠距離視力が裸眼で1.0以上の者であつて、眼鏡を使用しないで業務を行う場合は、いずれの視力検査も裸眼により行うこと。ただし、航空交通管制業務を行う者、無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員並びに40歳以上の者で航空業務に支障のない矯正眼鏡の使用等により検査を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>3. 矯正視力により検査乙を受ける場合においては、業務に用いる矯正眼鏡を使用して検査を行うこと。</p> <p>4. 矯正視力により検査乙を受けた者については、航空業務従事中は、基準を満たす矯正眼鏡又は単焦点ソフトコンタクトレンズ（カラーコンタクトレンズを除く。）を使用し、かつ、装着時に基準を満たしうる予備の矯正眼鏡を直ちに使用しうるよう携帯することを条件とする。</p>
9	斜位	<p>マドックス法で次表の基準以下であること。</p> <p>内斜位 10プリズムディオプトリ</p> <p>外斜位 6プリズムディオプトリ</p> <p>上斜位 1.5プリズムディオプトリ</p>
		<p>マドックス法で次表の基準以下であること。</p> <p>内斜位 10プリズムディオプトリ</p> <p>外斜位 6プリズムディオプトリ</p> <p>上斜位 1.5プリズムディオプトリ</p> <p>ただし、両眼視機能に異常がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>
10	輻輳近点	100mm以下であること
11	眼球運動	眼球運動が正常であること
12	色覚	正常であること
13	深視力	<p>深径覚検査器、卓上型（三かん法）により2.5mの距離で3回検査し、その平均誤差が20mm以下であること。</p> <p>又はパワード・ドルマン深径覚計で5回試行し、その平均誤差が30mm以内であること。</p>
14	視野	<p>ペリメーターで下図の範囲以上の視野を有し、かつ、病的暗点を有しないこと。</p>



15	夜間視力	正常であること																																														
16	聴力	<p>暗騒音が50dB(A)未満の場所で各耳についての聴力損失又は聴力レベルが次表の基準を超えないこと。</p> <p>[甲操]</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数 (ヘルツ)</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>聴力損失 (dB)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>聴力レベル (dB)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>[甲航・甲地]</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数 (ヘルツ)</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>聴力損失 (dB)</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>聴力レベル (dB)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table>	周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000	聴力損失 (dB)	15	15	15	20	聴力レベル (dB)	25	25	25	25	周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000	聴力損失 (dB)	20	20	20	25	聴力レベル (dB)	30	30	30	30	<p>次のいずれかに該当するものイ)</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数 (ヘルツ)</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>聴力損失 (dB)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>聴力レベル (dB)</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>ロ) 暗騒音が50デシベル(A)未満の部屋で後方2メートルの距離から発せられた通常の強さの会話を両耳で正しく聴取でき、航空業務に支障がないと認められるもの</p>	周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000	聴力損失 (dB)	25	25	25	40	聴力レベル (dB)	35	35	35	50
周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000																																												
聴力損失 (dB)	15	15	15	20																																												
聴力レベル (dB)	25	25	25	25																																												
周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000																																												
聴力損失 (dB)	20	20	20	25																																												
聴力レベル (dB)	30	30	30	30																																												
周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000																																												
聴力損失 (dB)	25	25	25	40																																												
聴力レベル (dB)	35	35	35	50																																												
17	心電図	付表第2の8に示す疾患等がないこと	35歳以上の者にあつては付表第2の8に示す疾患等がないこと																																													
18	疾患等	付表第2に示す不合格疾患等のいずれもないこと																																														
19	総合	航空業務に支障をきたすおそれのある心身の欠陥がなく、かつ、航空業務を支障なく遂行しうる体力を有すると認められること																																														

付表第 1

胸囲及び体重基準

区分 身長	胸囲			体重					
	甲操		甲航・甲地		下限			上限	
	男子・女子	男子	女子	操(甲・乙)	航(甲・乙)・地(甲・乙)		男子	女子	
cm	cm以上	cm以上	cm以上	kg以上	kg以上	kg以上	kg未満	kg未満	
150.0～	—	—	74.5	—	—	43	—	58	
152.0～	—	—	75	—	—	43.5	—	59.5	
155.0～	—	77	75.5	—	47	44	69	62	
158.0～	77.5	77.5	76	50	47.5	44.5	71.5	64.5	
161.0～	78.5	78.5	76.5	50	48	45	74	67	
164.0～	79	79	76.5	50	49	46	76.5	69.5	
167.0～	80	80	77	51.5	50	47.5	79	72	
170.0～	80.5	80.5	77.5	53	52	49	81.5	74.5	
173.0～	81.5	81.5	78	54.5	54	51	84	77	
176.0～	82	82	78.5	56	56	53	86.5	79.5	
179.0～	83	83	79	58	58	55	89	82	
182.0～	84	84	79.5	60	60	57	91.5	85	
185.0～	84.5	84.5	80	62	62	59	94	88	
188.0～	85.5	85.5	80.5	64	64	61	96.5	91	
191.0～	—	86	81	—	66	63	99	94	

- 備考 (1) 表中体重の上限の欄は、航空交通管制業務に従事する者並びに無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員には適用しない。
- (2) 検査乙にあつては、支障となる疾病が認められない限り体重に関して本表の基準の10パーセント以内を緩和できる。

付表第2

区 分	不 合 格 疾 患 等
共 通 事 項	1 航空業務の実施に支障があると認められる疾患又は機能障害 2 航空業務により悪化するおそれがある疾患又は機能障害
1 全身状態	1 頭部、顔面、頸部、 ^く 軀幹又は四肢に変形、奇形、欠損又は機能障害があるもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 原因不明の頭痛、発熱、めまい、腹痛、浮腫等の症状が持続又は頻回に再発するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 航空装具の着用を妨げるもの 4 過度の肥満（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 5 全身の衰弱（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 6 睡眠時無呼吸症候群又はその疑いがあるもの 〔乙〕治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。
2 感染症及び寄生虫症	1 感染症又はその疑いがあるもの 2 難治性の慢性感染症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 寄生虫症又はその後遺症があるもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
3 新 生 物	1 悪性新生物又はその疑いがあるもの 〔乙〕悪性新生物のうち、治療後、後遺症がなく航空業務に支障がないと認められるものを除く。 2 良性新生物で、治療を要するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
4 内分泌、栄養及び代謝障害	1 薬剤による治療を必要とする糖尿病（航空交通管制業務を行う者並びに無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員にあつては、経口薬の使用等により、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 甲状腺疾患（術後及びアイソトープ治療後を含む。）で

	<p>治療を必要とするもの</p> <p>〔乙〕 ホルモン補充療法中で、薬剤の用法用量が一定した後、甲状腺機能が安定し、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3 下垂体又は副腎疾患</p> <p>4 高尿酸血症（痛風を含む。）</p> <p>〔乙〕 薬剤の投与により合併症がなく、血中尿酸値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>5 脂質異常症</p> <p>〔乙〕 薬剤の投与により合併症がなく、血中脂質値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>6 その他重大な内分泌代謝疾患</p> <p>7 〔甲〕 再発のおそれがある内分泌代謝疾患の既往歴</p>
<p>5 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害</p>	<p>1 貧血</p> <p>2 出血傾向を示す疾患</p> <p>3 白血病又は他の進行性の細網内皮系の疾患</p> <p>4 重大な脾腫^{ひしゅ}</p> <p>5 その他の血液、造血臓器等の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>6 航空業務に支障があると認められるアレルギー疾患</p> <p>7 リウマチ性疾患、膠原病^{こうじょう}等の自己免疫疾患（その疑いを含む。）又は免疫不全症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>〔甲〕 上記の既往歴</p>
<p>6 気管及び胸部の疾患</p>	<p>1 気管支拡張症、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、肺水腫、膿胸^{のう}、肺サルコイドーシス^{じん}、塵肺、間質性肺炎、その他の活動性の肺疾患</p> <p>2 胸膜の疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>3 気管支喘息^{ぜんそく}</p> <p>〔甲〕 気管支喘息の既往歴（12歳までに治癒した小児喘息の既往歴は除く。）</p>

	<p>〔乙〕吸入ステロイド剤のみの投与により合併症がなく、一定期間発作を認めず、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>4 肺結核症（石灰化巣、癥痕^{はんこん}形成等により治癒し、かつ、再発のおそれがないと認められるものを除く。）</p> <p>5 横隔膜の著しい挙上又は機能障害で、呼吸機能検査で異常が認められるもの</p> <p>6 特発性気胸又はその既往歴があるもの 〔乙〕再発のおそれがないことが認められたもので、肺機能に異常がないものを除く。</p> <p>7 嚢胞性肺疾患^{のう}（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 乳腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 その他の呼吸機能障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの。</p> <p>10 その他胸壁、縦隔若しくは胸部内臓の疾患若しくはその既往症で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
7 胸部手術	<p>1 開胸術後6か月以内のもの（開胸術後3か月以上経過し、呼吸機能及び胸郭の運動機能が正常であると認められるものを除く。）</p> <p>2 〔甲操〕開胸術の既往歴</p> <p>3 その他肺若しくは胸部の手術若しくは損傷によつて、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
8 循環器系 (1) 血 圧	<p>1 高血圧症（降圧剤の投与により合併症がなく、血圧が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 〔甲操〕降圧剤を服用している者又は服用の既往歴がある者</p> <p>2 自覚症状を伴う起立性低血圧症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>

<p>(2) 心疾患</p> <p>(3) 脈拍及び調律異常</p> <p>(4) 脈管障害</p>	<p>1 重大な先天性心疾患</p> <p>2 心筋障害及び冠動脈障害（心筋梗塞^{こうそく}及び狭心症の既往歴を含む。）</p> <p>3 心不全を呈する全ての疾患又はその既往歴</p> <p>4 重大な心膜（心内膜又は心外膜）の疾患</p> <p>5 リウマチ性心疾患又はその既往歴</p> <p>6 その他の心疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>重大な刺激生成又は興奮伝導の異常（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 動脈瘤^{りゅう}又は重大な静脈瘤で、循環不全をきたすおそれがあるもの</p> <p>2 その他の動脈若しくは静脈の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>9 腹部及び消化器系の疾患</p> <p>(1) 腹壁、横隔膜及び腹膜の疾患</p> <p>(2) 消化管の疾患</p> <p>(3) 肝胆膵の疾患</p>	<p>1 腹壁の機能障害を伴う創傷、癒痕^{ろう}又は瘻孔</p> <p>2 腹膜疾患又はその疑いがあるもの</p> <p>3 鼠径ヘルニア又は大腿ヘルニア</p> <p>4 症状のある横隔膜ヘルニア</p> <p>5 腹壁ヘルニア</p> <p>1 胃潰瘍^{かいよう}又は十二指腸潰瘍（自覚症状及び合併症がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 〔甲操〕胃潰瘍又は十二指腸潰瘍</p> <p>3 その他の消化器疾患で、消化管の通過障害若しくは栄養障害により、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>4 難治性肛門部膿瘍、瘻孔、高度の痔核、脱肛等の直腸肛門疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>5 〔甲操〕直腸若しくは肛門の狭窄、膿瘍^{さく}又は瘻孔</p> <p>1 膵炎</p> <p>2 胆石症、その他の胆嚢又は胆道の疾患</p> <p>〔乙〕無症状で経過している胆嚢内の単一大結石（短径が</p>

<p>(4) 腹部手術</p> <p>(5) その他</p>	<p>1 cm以上のもの。) で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3 急性肝炎、重大な肝機能障害のある慢性肝炎又は肝硬変</p> <p>1 [甲操] 開腹手術の既往歴 (腸管癒着症状を残さないような虫垂切除及び試験開腹を除く。)</p> <p>2 虫垂切除手術後 2 週間以内のもの又は術後合併症を有しているもの</p> <p>3 ヘルニア縫合術後 1 か月以内のもの</p> <p>4 胃切除術後 3 か月以内のもの、術後合併症を有しているもの又は術後後遺症があるもの</p> <p>5 その他胆嚢、腸等の手術後で、3 か月以内のもの又は術後後遺症のあるもの</p> <p>[乙] 腹腔鏡を用いた胆嚢手術後 1 か月以上経過し、術後合併症がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>その他の腹部、消化器系及び腹膜の機能障害又は疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>10 精神及び行動の障害</p>	<p>1 症状性を含む器質性精神障害</p> <p>2 精神作用物質使用による精神又は行動の障害 (アルコール依存を含む)</p> <p>3 統合失調症、統合失調型障害又は妄想性障害</p> <p>4 気分 (感情) 障害</p> <p>5 神経症性障害、ストレス関連障害又は身体表現性障害</p> <p>6 生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群</p> <p>7 成人の人格又は行動の障害</p> <p>8 知的障害 (精神遅滞)</p> <p>9 心理的発達の障害</p> <p>10 行動又は情緒の障害</p> <p>11 上記疾患の既往歴又はその疑いがあるもの</p> <p>[乙] 神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害、生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群の既往歴で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>

<p>11 神経系の疾患</p> <p>(1) てんかん及び意識障害等</p> <p>(2) 頭部外傷</p> <p>(3) 中枢神経系統の障害</p> <p>(4) 末梢神経系統及び自律神経系統の障害</p>	<p>1 てんかん性疾患（明白な発作は起こっていない場合であっても、てんかん性障害の疑いがあるものを含む。）</p> <p>2 重大な突発性の意識障害又はけいれん発作</p> <p>3 1又は2の既往歴（小児期における一過性のひきつけ、脳貧血様発作、失神発作等の既往歴で航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 脳震盪^{とう}、脳挫傷、頭蓋内出血、頭蓋骨折等、頭部外傷の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 外傷性高次脳機能障害又は顕著な性格変化を示しているもの</p> <p>3 その他の重大な頭部外傷の既往歴又は後遺症</p> <p>1 中枢神経系の炎症、循環障害、中毒、代謝障害、腫瘍、皮質形成不全又は変性疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>〔甲〕上記疾患の既往歴又は中枢神経系の手術の既往歴</p> <p>2 その他の中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴</p> <p>1 〔甲〕再発のおそれがある坐骨神経痛^ざの既往歴</p> <p>2 反復する神経痛発作</p> <p>3 その他の重大な末梢神経系統若しくは自律神経系の障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>12 運動器の疾患等</p>	<p>1 骨、筋肉、腱、神経又は関節の重大な疾患</p> <p>2 骨、筋肉、腱、神経又は関節の外傷（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>3 1又は2の後遺症による重大な運動機能障害（四肢体幹に持続又は反復する疼痛^{とう}を含む。）</p> <p>4 反復性関節脱臼</p> <p>〔乙〕反復性関節脱臼の完治後、運動機能等に異常がなく、航空業務に支障がないものを除く。</p> <p>5 高度の側湾症又は後湾症</p> <p>6 脊柱の骨折又は脱臼</p>

	<p>7 その他の脊椎疾患</p> <p>8 反復する背腰痛症</p> <p>9〔甲操〕上記諸疾患のうち6、7又は8の既往歴</p> <p>10 人工関節置換の手術歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>〔甲操〕上記の手術歴を有するもの</p> <p>11 その他の運動器の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>13 泌尿生殖器系の疾患等</p>	<p>1 持続し、又は頻発する蛋白尿があり、尿沈渣に活動性の腎実質障害を認めるもの</p> <p>2 肉眼的血尿又は頻発する顕微鏡的血尿</p> <p>3 急性腎炎又は進行性の慢性腎炎</p> <p>4 ネフローゼ症候群を呈する腎疾患</p> <p>5 嚢胞性腎疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>6 高度の遊走腎</p> <p>7 陰嚢水腫、精索水腫又は精索静脈瘤（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 前立腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 泌尿生殖器系の狭窄、圧迫若しくは結石で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>10 両側の停留睪丸</p> <p>11 精神症状又は著しい疼痛を伴う月経障害又は子宮内膜症</p> <p>12 卵巣、子宮又は子宮付属器の炎症</p> <p>13 妊娠中のもの（航空交通管制業務（地上勤務に限る。）を行う者並びに無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>14 泌尿生殖器系の手術の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>15 その他の泌尿生殖器系の重大な疾患、後遺症若しくは腎機能障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務</p>

	により悪化するおそれがあるもの
14 視器の疾患	
(1) 外眼部又は眼球付属器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> 1 睫毛乱生症 2 眼球を外気曝露により十分に保護し得ない眼瞼の奇形又は変形 3 慢性限瞼炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 4 眼瞼痙攣（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 5 視機能を妨げる眼瞼下垂 6 眼瞼内反又は外反 7 兔眼（瘢痕性兔眼を含む。） 8 涙嚢炎 9 結膜炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 10 結膜乾燥症 11 視機能に支障を及ぼす翼状片 12 角膜炎 13 角膜潰瘍又は反復する角膜潰瘍の既往歴 14 視機能を妨げる角膜パンヌス又は混濁 15 角膜変性 16 視器の腫瘍（良性腫瘍で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 17 強度の眼球突出 18 眼球震盪 19 斜視又は複視 20 小角膜 21 流涙症 22 その他の外眼部若しくは眼球付属器の疾患等の既往歴若しくは手術歴（レーザー治療を含む。）で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの
(2) 緑内障	<p>緑内障</p> <p>〔乙〕点眼薬の投与により眼圧が正常範囲内にコントロー</p>

	ルされ、視野異常がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。
(3) 前眼部、中間透光体、眼底及び視路の疾患	<ol style="list-style-type: none"> 1 網膜剥離又はその既往歴 2 網膜色素変性症又は無色素性網膜変性症 3 網膜炎又は網膜脈絡膜炎（症状が固定し、再発のおそれがなく、視機能を妨げないものを除く。） 4 視神経炎又は球後神経炎の既往歴（治癒し、再発のおそれがなく、視機能を妨げないものを除く。） 5 視神経萎縮 6 うつ血乳頭 7 無水晶体眼（眼内人工水晶体挿入を含む。） 8 水晶体偏位 9 視機能を妨げる白内障（水晶体の混濁） 10 正常瞳孔反射の喪失（異常瞳孔反射） 11 残存する眼内異物 12 その他の前眼部、中間透光体、眼底若しくは視路の疾患、先天異常若しくは機能不全の既往歴若しくは手術歴（レーザー治療を含む。）で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの
(4) 眼精疲労	強度の眼精疲労（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
15 聴器及び平衡器の疾患	
(1) 外耳の疾患	<ol style="list-style-type: none"> 1 外耳炎、耳痛又は外耳道湿疹（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 〔甲操〕鼓膜の通視できないもの
(2) 中耳の疾患	<ol style="list-style-type: none"> 1 鼓膜発赤、耳痛等の活動性病変のあるもの 2 鼓膜の障害（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 〔甲操〕鼓膜穿孔^{せん}又はその手術後4か月以内のもの 4 中耳炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 5 中耳真珠腫 6 耳管狭窄症（急性症状で一時的なものを除く。）

<p>(3) 内耳及び 平衡機能障 害の疾患</p> <p>(4) そ の 他</p>	<p>1 メニエール病</p> <p>2 〔甲操〕 メニエール病の既往歴又はその疑いのあるもの</p> <p>3 内耳炎</p> <p>4 瘻孔症状のあるもの</p> <p>5 眩暈症<small>げんうん</small>又はその反復する既往歴</p> <p>6 平衡機能障害</p> <p>7 重症で反復する動揺病</p> <p>8 〔甲操〕 強度の動揺病の既往歴</p> <p>9 病的眼振を伴う疾患</p> <p>1 中耳又は内耳の手術の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 その他の外耳、中耳（乳様突起を含む。）若しくは内耳の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>16 鼻及び咽喉 頭の疾患</p> <p>(1) 鼻腔、副 鼻腔の疾患</p> <p>(2) 咽喉頭の 疾患</p>	<p>1 慢性副鼻腔炎</p> <p>〔乙〕 治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>2 無臭症又は異臭症</p> <p>3 反復する鼻出血</p> <p>4 強度の鼻アレルギー、慢性鼻炎（萎縮性鼻炎、壊死性鼻炎、肥厚性鼻炎及び血管性鼻炎）</p> <p>5 強度の鼻中隔湾曲症及び鼻中隔穿孔</p> <p>1 口蓋の潰瘍、穿孔若しくは欠損（広範囲のものに限る。）又は軟口蓋の麻痺若しくは癒着（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 習慣性扁桃炎、慢性咽頭側索炎等の咽喉の慢性炎症性疾患</p> <p>〔乙〕 治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3 嚥下障害をきたす口蓋扁桃肥大<small>えんげ</small></p> <p>4 喉頭の炎症、ポリープ、肉芽腫又は潰瘍（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>

<p>(3) 鼻及び咽喉頭の機能障害</p>	<p>1 慢性の鼻閉塞又は口呼吸をする全ての疾患 2 吃音^{きつおん}又は著しい発声障害（構音障害を含む。） 3 声帯麻痺 4 嚥下障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの</p>
<p>(4) その他</p>	<p>その他の鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>17 口腔及び歯の疾患</p>	<p>1 著しい不正咬合、歯の欠損、口腔周辺軟部組織の障害等により、そしやく又は発声に著しい障害をきたすもの 2 歯、顎骨^{がく}又は口腔周辺軟部組織の疾患等により著しい疼痛^{とう}を伴うことで、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>